わが国の防衛の基本的考え方

# 第3節

## 防衛政策の基本



### 国防の基本方針

わが国が憲法の下で進めている防衛政策は、57(昭和 32) 年に国防会議 と閣議で決定された 「国防の基本方針」 にその基礎を置いている。

参照 > 資料10 (P381)



## その他の基本政策

「国防の基本方針」を受けて、これまでわが国は、憲 法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍 事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を 堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守 りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備してきている。

### 専守防衛

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじ めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小 限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要 最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとった受動 的な防衛戦略の姿勢をいう。

### 2 軍事大国とならないこと

軍事大国という概念の明確な定義はないが、わが国が 他国に脅威を与えるような軍事大国とならないというこ とは、わが国は自衛のための必要最小限を超えて、他国 に脅威を与えるような強大な軍事力を保持しないという ことである。

この「国防の基本方針」は、まず、国際協調など平和 への努力の推進と民生安定などによる安全保障基盤の確 立を、次いで効率的な防衛力の整備と日米安保体制を基 調とすることを基本方針として掲げている。

#### 3 非核三原則

非核三原則とは、核兵器を持たず、作らず、持ち込ま せずという原則を指し、わが国は国是としてこれを堅持 している。

なお、核兵器の製造や保有は、原子力基本法の規定で も禁止されている<sup>1</sup>。さらに、核兵器不拡散条約(NPT) により、わが国は非核兵器国として、核兵器の製造や取 得をしないなどの義務を負っている<sup>2</sup>。

### 4 文民統制の確保

文民統制は、シビリアン・コントロールともいい、民 主主義国家における軍事に対する政治優先又は軍事力に 対する民主主義的な政治統制を指す。

わが国の場合、終戦までの経緯に対する反省もあり、 自衛隊が国民の意思によって整備・運用されることを確 保するため、旧憲法下の体制<sup>3</sup>とは全く異なり、次のよ うな厳格なシビリアン・コントロールの諸制度を採用し ている。

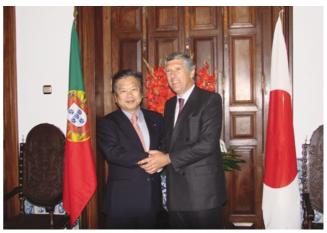
- 1-1) 86 (昭和61) 年に安全保障会議に機能が引き継がれる。
- 2-1) 原子力基本法第2条「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運用の下に、自主的にこれを行うものとし……」
- 2) NPT第2条「締約国である各非核兵器国は、……核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと……を約束する」
- 3) 軍に関する事項について、内閣の統制の及び得ない範囲が広かった。

国民を代表する国会が、自衛官の定数、主要組織などを法律・予算の形で議決し、また、防衛出動などの承認を行う。

国の防衛に関する事務は、一般行政事務として、内閣の行政権に完全に属しており、内閣を構成する内閣総理大臣その他の国務大臣は、憲法上文民でなければならないこととされている。内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊に対する最高の指揮監督権を有しており、国の防衛に専任する主任の大臣である防衛大臣は、自衛隊の隊務を統括する。また、内閣には、国防に関する重要事項などを審議する機関として安全保障会議が置かれている。

#### 参照 > 資料64 (P451)・資料67 (P452)

防衛省では、防衛大臣が国の防衛に関する事務を分担 管理し、主任の大臣として、自衛隊を管理し、運営する。 その際、副大臣と2人の大臣政務官が政策と企画につい て防衛大臣を助けることとされている<sup>5</sup>。 以上のように、シビリアン・コントロールの制度は整備されているが、それが実をあげるためには、国民が防衛に対する深い関心を持つとともに、政治・行政両面における運営上の努力が引き続き必要である。



ゴメス・ポルトガル国防副大臣と会談する 北川防衛大臣政務官(左)

<sup>4)</sup> 議員は、内閣総理大臣(議長)、内閣法第9条指定大臣(内閣総理大臣に事故のあるとき、欠けたときなどに臨時に内閣総理大臣の職務を行う予め指定され た国務大臣)、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長。図表Ⅲ-1-1-2(P172) 参昭

<sup>5)</sup> この他にも防衛大臣による国の防衛に関する事務の分担管理および自衛隊の管理・運営を確実なものとするため、防衛大臣を補佐する体制が整えられており、これらを含む自衛隊の組織については、本部3章3節1 (P160) 参照

## **COLUMN**

VOICE

解説

Q&A

#### 官邸情報機能強化

国家安全保障に関する官邸機能を強化するためには、政策部門と情報部門の緊密な連携が必要である。 このような観点から、昨年12月に官房長官を長として、情報機能強化検討会議が設置され、官邸に おける情報機能の強化について政府部内で検討されてきたところ、本年2月28日「官邸における情報 機能の強化の基本的な考え方」が公表された。

今回公表された「考え方」を踏まえて、半年以内を目途に具体的な施策を取りまとめることとされている。

「官邸における情報機能の強化の基本的な考え方」の主なポイントは以下のとおり。

- 政策と情報の分離を前提としつつ、内閣情報会議、内閣情報官及び各情報機関が連携して、政策 と情報の有機的な連接を図る。
- 専門的かつ組織的な対外人的情報収集手段、方法及び態勢の在り方を早急に検討し、その実現を 図る。
- 現在の合同情報会議の機能を発展させ、情報コミュニティの英知を結集する場とし、情報コミュニティは、同会議等において、政策部門の情報関心に基づくオール・ソース・アナリシスを行うとともに、情報の共有を促進する。
- 内閣情報調査室に高度の分析能力を有する専門家(内閣情報分析官(仮称))を置いて情報評価書の原案を作成することとする。
- セキュリティクリアランス制度を含む政府統一基準を定めるなどの情報保全措置が取られることが重要。
- 新たな秘密保全法制の在り方についても検討が必要。

政府の情報コミュニティの重要な一翼を担う防衛省としては、各省庁と連携をとりつつ、官邸に対し 安全保障上必要な情報提供を引き続き積極的に行っていく考えである。